

こども園保育補佐員（非常勤職員）の公募について

文京区立お茶の水女子大学こども園では、下記のとおり保育補佐員（非常勤職員）を公募します。ご希望の方は書類を整えて期限内にご提出願います。

こども園については、以下のホームページ等を参考にしてください。

URL <https://www.fz.ocha.ac.jp/kodomo/>

記

1. 職 名 保育補佐員（非常勤職員）
2. 採用人数 2～3名
3. 勤務場所 (契約締結時)
文京区立お茶の水女子大学こども園
東京都文京区大塚二丁目1番1号
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
(変更の範囲)
本学が定める場所
4. 職務内容 (契約締結時)
こども園の教育・保育に関する補助業務
(変更の範囲)
本学が定める業務
5. 応募資格 保育士資格を有していること。
6. 雇用期間 2026年12月1日以降手続き完了日～2027年3月31日
年度毎に労使双方の合意により更新することがあり得る。
ただし、こども園の事業期間の終期を限度とする。
(更新の判断基準：予算の状況、勤務成績・態度、能力、業務の進捗状況等)
※3か月の試用期間有り（職務内容、労働条件は同じ）
7. 就業時間 次の①又は②の就業時間から決定する。
① 7時15分～11時15分（4時間勤務）、月～金曜日のうち週2日～5日
② 14時15分～19時15分（5時間勤務）、月～金曜日のうち週2日～5日
※勤務曜日は応相談。
8. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則による。
休日：原則として、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
休暇：年次有給休暇（採用日より6月経過後）、病気休暇、特別休暇
9. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき支給する。
時間給1,500円（2026年度基準）
10. 手 当 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき通勤手当を支給する。
(ただし、通勤距離が2km未満の場合は通勤手当を支給しない。また、採用日が月の中
途の場合、通勤手当は翌月分から支給する。)
附属幼稚園等特別手当を支給する。
期末・勤勉手当は支給しない。
11. 退職手当 支給しない。
12. 加入保険 労災保険、雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期））、厚生年金保険
(雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期））、厚生年金保険は、勤務時間等
の要件を満たした場合に加入する。)
13. 雇 用 主 国立大学法人お茶の水女子大学長

14. 通常の職員への転換（パート有限法第13条関連）
通常の職員への転換制度はありません。通常の職員を募集する場合は、募集要項を大学ホームページの「公募・求人情報」に掲載します。希望する場合は、募集要項を確認し、応募してください。
15. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス内全面禁煙
16. 応募書類
(1) 履歴書（本学指定の様式を使用すること。）
履歴書「備考」欄には、「7. 就業時間」①又は②から希望する就業時間を選択し番号を記入すること（①②のどちらも希望する場合は順位を付すこと。）。
(2) 保育士資格証明書又は保育士登録証（複写可）
(3) 応募書類返送用封筒（返送希望者のみ。【備考】2参照）
※なお、(1) (2)は、書式をA4判に統一すること。
17. 応募締切
2026年11月2日(月)必着
※ただし、応募締切より前にあっても、候補者決定により公募を打ち切ることがあります。
18. 選考方法
(1) 第1次選考 書類選考
(2) 第2次選考 第1次選考合格者に対してのみ面接選考
第1次選考後、面接日時等詳細を直接本人に連絡する。
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。
19. 面接予定日
2026年11月9日(月)
20. 提出方法
封筒の表面に「**こども園保育補佐員の応募書類在中**」と朱書きしし、書留又は簡易書留で郵送のこと。
21. 提出先
〒112-8610 東京都文京区大塚二丁目1番1号
お茶の水女子大学こども園 宛
22. 問合せ先
お茶の水女子大学こども園 山下智子
TEL:03-5978-5127 FAX:03-5978-5126 E-mail:yamashita.toshiko@ocha.ac.jp

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
2. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報には正当な理由なしに第三者へ提供することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますのでご了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を同封してください。
3. 採用にあたっては、保育士特定登録取消者管理システムにより、保育士資格取消の有無を確認いたします。
4. 本業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講ずる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・ このため、予め、採用選考過程において、第2次選考の対象となった方には、特定性犯罪事実該当者でないことの誓約書及び「こまもろうシステム」による犯罪事実の有無の確認に関する同意書をご提出いただきます。採用内定後に、犯罪事実が確認された場合は、採用を取り消すことがあります。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙参照条文をご参照ください。
5. 本学は、次世代育成支援対策推進法(第13条)に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）

として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

作成日

履 歴 書

ふりがな			
氏 名			
生年月日	(満 歳)	性別	
ふりがな			
現住所	〒		
電話番号			
E-mail			

顔写真
(単身胸から上、正
面向き、脱帽)

学 歴	学校名、学部、学科等及び卒業区分を記入すること。		
	在学期間	学校名・学部・学科・(課程)・専攻名	卒業区分
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		

学 位	修士以降の学位を取得している場合は、記入すること。	
取得年月	学校名	学位名(専門分野)
年 月		
年 月		
年 月		

資格・免許等	自身が所有する資格・免許等のうち有用と思われるものを記入すること。	
取得年月	資格・免許名	
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

